

参議院 逓信委員会 會議録 第三号

第百二十二回 会

平成七年三月七日(火曜日)

午後零時十九分開会

委員の異動

二月二十二日

三重野栄子君

補欠選任

青木 薪次君

二月二十三日

青木 薪次君

補欠選任

三重野栄子君

二月二十七日

川橋 幸子君

補欠選任

森 暢子君

二月二十八日

粟森 喬君

補欠選任

古川太三郎君

森 暢子君

補欠選任

川橋 幸子君

三月一日

古川太三郎君

補欠選任

粟森 喬君

川橋 幸子君

補欠選任

前畑 幸子君

三月二日

前畑 幸子君

補欠選任

川橋 幸子君

三月七日

中尾 則幸君

補欠選任

國弘 正雄君

出席者は左のとおり。

委員長

山田 健一君

理事

加藤 紀文君

守住 有信君

大森 昭君

鶴岡 洋君

委員

岡 利定君

陣内 孝雄君

鈴木 栄治君

林田悠紀夫君

及川 一夫君

川橋 幸子君

中村 鋭一君

國弘 正雄君

河本 英典君

大出 俊君

木村 強君

品川 萬里君

加藤豊太郎君

谷 公士君

高木 繁俊君

星野 欣司君

国務大臣

郵政大臣

郵政大臣官房長

郵政大臣官房審議官

郵政省郵務局長

郵政省貯金局長

郵政省簡易保険局長

郵政省簡易保険局長

郵政省簡易保険局長

郵政省簡易保険局長

郵政省簡易保険局長

郵政省簡易保険局長

郵政省簡易保険局長

郵政省簡易保険局長

郵政省簡易保険局長

郵政省簡易保険局長

郵政省簡易保険局長

郵政省簡易保険局長

郵政省簡易保険局長

郵政省簡易保険局長

郵政省簡易保険局長

郵政省簡易保険局長

郵政省簡易保険局長

郵政省簡易保険局長

郵政省簡易保険局長

郵政省簡易保険局長

郵政省簡易保険局長

郵政省簡易保険局長

郵政省簡易保険局長

郵政省簡易保険局長

○委員長(山田健一君) 郵便振替法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。大出郵政大臣。

○国務大臣(大出俊君) 郵便振替法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、利用者の利便の向上等を図るため、口座への受け入れに関する事項を証明した書類を当該口座の加入者に交付しまたは送達する取り扱い等の特殊取り扱いを実施することとするとともに、国税または電波利用料についてこれらを納付すべき者の郵便振替口座の預かり金から払出すことにより納付することができるようにすること等を行おうとするものであります。

次に、この法律案の概要について申し上げます。

第一に、特殊取り扱いとして、口座への受け入れに関する事項を証明した書類を交付しまたは送達する取り扱い、口座からの払い出しに関する事項を通知する取り扱い及び口座への受け入れに関する事項を払込書の用紙に表示する取り扱いができることとしております。

第二に、払出金額に相当する現金を受取人に交付する方法による現金払いにおいて、払い出し証書を発行してする方法または現金を送達する方法による払い渡しの取り扱いに変更することができることとしております。

第三に、省令で定める期間を経過しても払出金をまだ払い渡していないときにその旨を加入者に通知する取り扱い及び加入者の口座の預かり金から払い出された払出金のうち省令で定める期間を経過してもまだ払い渡していないものについて、省令で定める期間ごとに、当該加入者に通知する取り扱いができることとしております。

第四に、国税及び電波利用料について、現在、窓口による収納を実施しておりますが、これに加えて、これらを納付すべき者の郵便振替口座の預かり金から払出すことにより納付することができることとしております。

なお、この法律の施行期日は、平成八年一月四日からとしておりますが、郵便振替口座の預かり金から払い出して電波利用料を納付する取り扱いについては、電波法の一部を改正する法律附則第一項ただし書きの政令で定める日からとしております。

以上がこの法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(山田健一君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

○委員長(山田健一君) 次に、郵便貯金法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。大出郵政大臣。

○国務大臣(大出俊君) 郵便貯金法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、金融・経済環境の変化に適切に対応し、郵便貯金事業の健全な経営の確保に資するため、所要の改正を行おうとするものであります。

その内容は、郵便貯金特別会計の金融自由化対策資金の運用の対象に先物外国為替を加えることとし、先物外国為替に運用する場合には、証券会社に委託する方法によらなければならないことと

するものであります。

なお、この法律の施行期日は、公布の日からといたしております。

以上がこの法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(山田健一君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

○委員長(山田健一君) 次に、簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

○國務大臣(大出俊君) 簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、金融・経済環境の変化に適切に対応し、簡易生命保険の加入者の利益の増進を図るため、所要の改正を行おうとするものであります。その内容は、簡易生命保険特別会計の積立金の運用の対象に先物外国為替を加えることとし、先物外国為替に運用する場合には、証券会社に委託する方法によらなければならないこととするものであります。

なお、この法律の施行期日は、公布の日からといたしております。以上がこの法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(山田健一君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

す。

○委員長(山田健一君) 次に、郵便法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。大出郵政大臣。

○國務大臣(大出俊君) 郵便法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、郵便事業の現状等にかんがみ、利用者に対するサービスの向上等を図るため、第一種郵便物及び第二種郵便物の料金の特例制度における料金の減額率の法定上限を廃止することにも、郵便に関する料金を前払い式カードにより納付することができるとし、及び料金後納に係る担保を免除する者を追加する措置を講じようとするものであります。

次に、この法律案の概要について申し上げます。第一に、第一種郵便物及び第二種郵便物の料金の特例制度における料金の減額率の法定上限を廃止し、審議会に諮問した上、省令の定めるところにより減額することができるとしてあります。

第二に、郵政大臣が発行している一定の金額が電磁的方式によって記録されるカードを使用し、当該カードに記録されている金額の範囲内において、郵便に関する料金を納付することができるとしてあります。

第三に、料金後納に係る担保を免除する者として、後納する郵便に関する料金を省令で定める期間以上継続して納付している者を加えることとしてあります。

なお、この法律の施行期日は、公布の日から起算して二月を経過した日からといたしてあります。以上がこの法律案の提案理由及び内容の概要であります。

もとより、利用者のニーズに即応したサービスの改善を図り、国民各位の期待にこたえるよう努力していく所存でございます。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(山田健一君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十八分散会

二月十七日本委員会に左の案件が付託された。

一、車いす常用者が使用可能なすべての電話ボックスの整備に関する請願(第二二二号)

第二二二号 平成七年二月三日受理

車いす常用者が使用可能なすべての電話ボックスの整備に関する請願

請願者 沖縄県浦添市内間三六二大城方

仲根建作

紹介議員 島袋 宗康君

この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

二月二十七日日本委員会に左の案件が付託された。

一、郵便振替法の一部を改正する法律案

郵便振替法の一部を改正する法律案

郵便振替法(昭和二十三年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第十八条第五項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 第五十二條第一項の規定による払出し

第十八条第五項第三号中「第五十二條第一項」を「第五十三條第一項」に改め、同項第四号中「第五十二條第二項」を「第五十三條第二項」に改める。

第三十一条第一項を次のように改める。

郵政省は、省令で定める場合には、次に掲げる取扱いをする。

一 払込み、振替又は払出しに関する書類の送達又は通知について、特別に速やかに到達させる方法その他省令で定める特別な方法によりする取扱い

二 払込金額、振替金額その他の口座への受入れに関する事項を証明し、その証明に係る書類を払込金又は振替金を受け入れる口座の加入者に交付し、又は送達する取扱い

三 振替金額、払出金額その他の口座からの払出しに関する事項を振替金を受け入れる口座の加入者又は払出金の受取人に通知する取扱い

四 口座の名称その他の口座への受入れに関する事項を払込書の用紙に表示する取扱い

第三十八條の次に次の一条を加える。

第三十八條の二(払渡方法の変更) 郵政省は、前

条第二項第二号に掲げる方法による現金払において、受取人の請求があるときは、同項第一号又は第三号に掲げる方法による払渡しの取扱いをする。ただし、その請求後に受取人の所在不明その他の事由により払出金を払い渡すことができなくなった場合において第四十三條の規定によりその払出金を口座に戻し入れることとなるときは、この限りでない。

前項の規定による取扱いについては、受取人から省令で定める額の料金を徴収する。この場合において、当該料金の徴収は、払出証書に表示すべき金額又は受取人に送達すべき金額から控除することにより行う。

第四十二條の二の見出し中「払渡済み」を「払渡済み等」に改め、同条第二項中「前項」を「前三項」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

現金払の請求の際加入者が請求したときは、省令で定める期間を経過しても払出金をまだ払い渡していないときにその旨を当該加入者に通知する。

知する。

前項の規定による取扱いは、加入者が請求したときは、当該請求後に当該加入者の口座の預り金から現金払の請求により払い出された払出金のうち省令で定める期間を経過してもまだ払い渡していないものについて、省令で定める期間ごとに、当該加入者に通知する。

第五十一条第一項中「又は簡易生命保険の契約者」を、「簡易生命保険の契約者又は電波利用料(電波法(昭和二十五年法律第三十一号)第三十一条の二第一項に規定する電波利用料をいう。以下この項において同じ。)を納付すべき者に、又は保険契約に係る保険料(以下「を、保険契約に係る保険料又は電波利用料(以下この項において「(以下「郵便主管局」という。)又はを(次項において「郵便主管局」という。))に改め、「簡易生命保険主管局」という。))の下に、又は電波利用料に関する事務を所掌するもの(次項において「電波利用料主管局」という。))を加え、同条第二項中「又は簡易生命保険主管局」を、「簡易生命保険主管局又は電波利用料主管局」に改める。

第五十二条を削り、第五十二条を第五十三条とし、第五十一条の次に次の一条を加える。

第五十二条(国税の払出し) 郵便振替の加入者たる国税(国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第一条第一号に規定する国税をいう。以下この項において同じ。)を納付すべき者が当該国税をその口座の預り金をもつて納付すべき旨を申し出たときは、同法第三十四条の二第一項の依頼による納付書の送付に応じて、国税の額に相当する金額をその口座の預り金から払い出す。

前項の規定による払出しの料金は、国税庁において、これを納付する。

附則

(施行期日)
1 この法律は、平成八年一月四日から施行する。ただし、第五十一条の改正規定は、電波法の一部を改正する法律(平成七年法律第号)附則第一項ただし書の政令で定める日から

施行する。
(経過措置)

2 この法律の施行前に払込み、振替の請求又は払出しの請求をした場合における当該払込み、振替又は払出しについては、改正後の第三十一条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

二月二十七日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、受信設備制御型放送番組の制作の促進に関する臨時措置法案

受信設備制御型放送番組の制作の促進に関する臨時措置法案

受信設備制御型放送番組の制作の促進に関する臨時措置法案

(目的)

第一条 この法律は、放送の分野におけるデジタル信号の伝送技術の確立その他の急速な技術革新にかんがみ、視聴者が個々の関心に応じて多様な方法で視聴することを可能とする放送番組の制作を促進する措置を講ずることにより、当該放送番組の普及を通じて国民が情報を選択する機会を拡大し、もって高度情報通信社会の構築に寄与することを目的とする。

第二条 この法律において「放送」とは、公衆に直接受信されることを目的とする無線通信又は有線電気通信の送信をいう。

2 この法律において「受信設備制御型放送番組」とは、デジタル信号により送信され、送信と同時に視聴される放送の放送番組(当該放送番組に係る映像及び音声その他の音響が専ら放送されることを目的として制作されるものに限る。)であつて、当該デジタル信号が受信設備にいったん蓄積された後に、視聴者の選択に応じて、当該受信設備による復元、変換その他の制御を経

て映像又は音声その他の音響として視聴されることが出来るものをいう。

3 この法律において「受信設備制御型放送番組制作施設整備事業」とは、受信設備制御型放送番組の制作に必要な設備を備える相当の規模の施設を整備して、受信設備制御型放送番組の制作の用に供する事業をいう。

(基本指針)

第三条 郵政大臣は、受信設備制御型放送番組の制作を促進するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めなければならない。

2 基本指針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 受信設備制御型放送番組の制作の促進に関する基本的な方向

二 特に制作を促進すべき受信設備制御型放送番組の視聴の方法に係る機能に関する事項

三 受信設備制御型放送番組制作施設整備事業の実施に関する事項

イ 受信設備制御型放送番組制作施設整備事業を実施する者の要件に関する事項

ロ 受信設備制御型放送番組制作施設整備事業の内容(整備に係る施設を含む。)に関する事項

ハ 受信設備制御型放送番組制作施設整備事業の実施方法に関する事項

四 その他受信設備制御型放送番組の制作の促進に関し配慮すべき重要事項

3 郵政大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 郵政大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(実施計画の認定)

第四条 受信設備制御型放送番組制作施設整備事業を実施しようとする者(当該事業を実施する法人を設立しようとする者を含む。)は、当該事業の実施に関する計画(以下「実施計画」とい

う。)を作成し、これを郵政大臣に提出して、その実施計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 受信設備制御型放送番組制作施設整備事業を実施する者に関する事項

二 受信設備制御型放送番組制作施設整備事業(整備しようとする施設を含む。)の内容

三 受信設備制御型放送番組制作施設整備事業の実施方法

四 受信設備制御型放送番組制作施設整備事業の実施時期

五 受信設備制御型放送番組制作施設整備事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

3 郵政大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その実施計画が基本指針に照らし適切なものであり、かつ、当該実施計画が確実に実施される見込みがあると認めるときは、同項の認定をするものとする。

4 郵政大臣は、第一項の認定をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

(実施計画の変更等)

第五条 前条第一項の認定を受けた者(その者の設立に係る同項の法人を含む。)は、当該認定に係る実施計画を変更しようとするときは、郵政大臣の認定を受けなければならない。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の認定に準用する。

3 郵政大臣は、前条第一項の認定を受けた実施計画(第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。)に係る受信設備制御型放送番組制作施設整備事業を実施する者(以下「認定事業者」という。)が当該認定計画に従つて受信設備制御型放送番組制作施設整備事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(通信・放送機構の業務の特例)

第八條 通信・放送機構(以下「機構」という)は、通信・放送機構法(昭和五十四年法律第四十六号。以下「機構法」という)第二十八條第一項に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 受信設備制御型放送番組の制作を行う者がその制作に必要な資金を調達するために発行する社債及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。

二 認定計画に係る受信設備制御型放送番組制作施設整備事業の実施に必要な資金の出資を行うこと。

三 受信設備制御型放送番組組に關し、情報の収集、調査及び研究を行い、その成果を提供し、並びに照会及び相談に応ずること。

四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。(業務の委託等)

第七條 機構は、郵政大臣及び大蔵大臣の認可を受けて、前条第一号及び第二号に掲げる業務(債務の保証の決定及び出資の決定を除く)の一部を金融機関に委託することができる。

2 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

3 第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関の役員又は職員で、当該委託業務に従事するものは、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

4 機構法第四十條の規定は、第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関について準用する。この場合において、同条第一項中「郵政大臣(研究開発出資業務については、郵政大臣又は大蔵大臣)」とあるのは「郵政大臣又は大蔵大臣」に、「その業務」とあるのは「その委託を受けた業務」と、「事務所その他の事業所」とあるのは「事務所」と、「業務の状況」とあるのは「その委託を受けた業務に關し業務の状況」と読み替

えるものとする。

(機構法の適用)

第八條 第六條の規定により機構の業務が行われる場合には、機構法第十七條第二項中「研究開発出資業務」とあるのは「研究開発出資業務又は受信設備制御型放送番組の制作に關する臨時措置法(以下「受信設備制御型放送番組促進法」という)第六條第一号及び第二号に掲げる業務(これらに附帯する業務を含む。以下「受信設備制御型放送番組促進金融関連業務」という)」と、機構法第十九條第四項、第二十九條、第三十九條及び第四十條第一項中「研究開発出資業務」とあるのは「研究開発出資業務又は受信設備制御型放送番組促進金融関連業務」と、機構法第三十九條、第四十條第一号及び第四十五條第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は受信設備制御型放送番組促進法」と、機構法第四十三條第一項中「次の場合」とあるのは「次の場合(受信設備制御型放送番組促進金融関連業務に係る第二十九條第一項の規定による認可をしようとするときを除く。)」と、同条第二項中「次の場合」とあるのは「次の場合(受信設備制御型放送番組促進法第六條に規定する業務に係る第二十九條第一項の規定による認可をしようとするときを除く。)」と、機構法第四十五條第三号中「第二十八條第一項」とあるのは「第二十八條第一号及び受信設備制御型放送番組促進法第六條」とする。

2 第六條の規定により機構の業務が行われる場合における当該業務に係る財務及び会計に關する事項については、機構法及び前項に規定するもののほか、特定通信・放送開発事業実施円滑化法(平成二年法律第三十五号)附則第四條に定めるところによるものとする。

第九條 政府は、受信設備制御型放送番組制作施設整備事業の実施その他受信設備制御型放送番組の制作の促進に必要な資金の確保又はその融通のあつせんを努めるものとする。

2 郵政大臣(第六條第一号及び第二号に掲げる業務については、郵政大臣及び大蔵大臣)は、同条に規定する機構の業務の円滑な運営が図られるように、情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。

(報告の徴収)

第十條 郵政大臣は、認定事業者に対し、認定計画に係る受信設備制御型放送番組制作施設整備事業の実施状況について報告を求めることができる。

(罰則)

第十一條 第七條第四項において準用する機構法第四十條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした金融機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第十二條 第十條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(この法律の廃止)

第二條 この法律は、この法律の施行の日から十年以内に廃止するものとする。

(信用基金の持分の払戻しの禁止の特例)

第三條 日本開発銀行以外の出資者は、機構に對し、この法律の施行の日から起算して一月を経過した日までの間に限り、特定通信・放送開発事業実施円滑化法第九條第一項に規定する信用基金に係るその持分の払戻しを請求することが

できる。

2 機構は、前項の規定による請求があつたときは、機構法第六條第一項の規定にかかわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、機構は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

(罰則に關する経過措置)

第四條 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

(特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部改正)

第五條 特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を次のように改正する。

附則第四條中「電気通信基盤充実臨時措置法」を「機構が電気通信基盤充実臨時措置法に改め、この規定により機構の同条を削り、」が行われるを、及び受信設備制御型放送番組の制作の促進に關する臨時措置法(平成七年法律第

号)第六條各号に掲げる業務を行うことに改め、同条の表下欄中「若しくは電気通信基盤充実臨時措置法(以下「電気通信基盤法」という)を、電気通信基盤充実臨時措置法(以下「電気通信基盤法」という)第六條第二号に掲げる業務若しくは受信設備制御型放送番組の制作の促進に關する臨時措置法(以下「受信設備制御型放送番組促進法」という)に、両出資業務を「出資三業務」に、「及び電気通信基盤法第六條第一号」を、「電気通信基盤法第六條第一号に掲げる業務及び受信設備制御型放送番組促進法第六條第一号に、「並びに電気通信基盤法第六條第一号に掲げる業務」を、「電気通信基盤法第六條第一号に掲げる業務」に、「及び電気通信基盤法第六條(同条第一号)を、電気通信基盤法第六條(同条第一号)に、「の規定により、」及び受信設備制御型放送番組促進法第六條の規定により、「両金融機関連業務」を「金融関連三業務」に、「並びに電気

通信基盤充実臨時措置法(以下「電気通信基盤法」という。)を「電気通信基盤充実臨時措置法(以下「電気通信基盤法」という。第六條第一号及び第二号に掲げる業務(これらに附帯する業務を含む。)並びに受信設備制御型放送番組の制作の促進に関する臨時措置法(以下「受信設備制御型放送番組促進法」という。))」及び「電気通信基盤法第十八條第二号」を「電気通信基盤法第十八條第二号に掲げる業務及び受信設備制御型放送番組促進法第六條第二号」を「通信・放送開発法及び電気通信基盤法を通信・放送開発法、電気通信基盤法及び受信設備制御型放送番組促進法」を「債務保証等業務」を「債務保証等業務」を「並びに電気通信基盤法第六條第一号及び第二号に掲げる業務(これらに附帯する業務を含む。))」を「電気通信基盤法第六條第一号及び第二号に掲げる業務(これらに附帯する業務を含む。))並びに受信設備制御型放送番組促進法第六條に規定する業務」を「を添へ」を「並びに受信設備制御型放送番組促進法第六條に規定する業務を添へ」に改める。

(通信基盤法の改正)

第六條 通信基盤法(昭和二十二年法律第二十号)第四十條の二第一号を次の如く改む。

第四十條の二 第一号を「第一号」を「第一号及び第二号に掲げる業務(これらに附帯する業務を含む。))」を「第一号及び第二号に掲げる業務(これらに附帯する業務を含む。))並びに電気通信基盤法第六條第一号及び第二号に掲げる業務(これらに附帯する業務を含む。))並びに受信設備制御型放送番組促進法第六條に規定する業務」を「を添へ」に改める。

十号から第七十三号までを「号すつ繰り下げ、第六十九号の次に次の一号を加える。

七十 受信設備制御型放送番組の制作の促進に関する臨時措置法(平成七年法律第二十号)の施行に関する件。

第五十條中「第二十二号」を「第二十二号の二十六とし、第二十二号の二十一から第二十二号の二十四までを「号すつ繰り下げ、第二十二号の二十一の次に次の一号を加える。

二十一の二十一 受信設備制御型放送番組の制作の促進に関する臨時措置法の定めるところに従い、基本指針を定め、及び実施計画の認定を要する」と。

第六條第五項中「第七十三号」を「第七十四号」に改め、同條第六項中「第七十号」を「第七十一号」を「第七十一号及び第七十三号」を「第七十三号及び第七十四号」に改め、同條第八項中「第七十四号」を「第七十五号」に改める。

三三 日本予備費のたる、本委員会に左の条を添へる。

一、放送法第三十條第一項の限りに於て、本議を定める中

放送法第三十七條第二項の規定に基づき、承認を求めるとの件

放送法第三十七條第二項の規定に基づき、別冊日本放送協会平成七年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるとの件

日本放送協会平成七年度収支予算、事業計画及び資金計画

平成七年度収支予算

予算総則

第一条 日本放送協会(以下「協会」という。)の平成七年度収支予算の収入及び支出を別表第一収支予算書のとおり定める。

第二条 放送の受信についての契約を締結した者から徴収する受信料の額は、別表第二に定める契約種別及び支払区分に応じ、別表第三に掲げるとおりとする。

第三条 前項の規定にかかわらず、沖縄県の区域において徴収する受信料の額は、特別契約を除き、特例措置として、別表第四に掲げるとおりとする。

3 前二項の規定にかかわらず、事業所等で衛星カラー契約、衛星普通契約又は特別契約を合わせて10件以上契約した者が、一括して口座振替又は継続振込により支払う場合は、前二項に定める受信料の額から別表第五に掲げる額を減することとする。ただし、次項の規定による場合を除く。

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、協会が定める要件を備えた団体の構成員で衛星カラー契約、衛星普通契約又は特別契約を締結した者が15名以上となり、団体としてその代表者を通じ、一括して口座振替又は継続振込により支払う場合は、第一項及び第二項に定める訪問集金による受信料の額から別表第六に掲げる額を減することとする。

3 本予算は、この予算の各項に定めた目的以外にこれを使用することができない。

4 本予算の各項に定めた経費の金額は、予算の執行上やむを得ない場合に限り、経営委員会の議決を経て、各事項において、相互に流用することができる。ただし、給与については、他の項と相互に流用することができない。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、経済情勢の予見できない変動に伴い、本予算における給与の額が民間賃金及び同等の給与の額に比して、著しく均衡を欠くこととなった場合に限り、事業計画の実施を妨げない範囲において給与の改定を行うときは、経営委員会の議決を経て、他の項と相互に流用することができる。

5 本予算中、資本支出において年度内に支出を終わらないときは、同一計画事項の支出に充てるため、予算の残額を翌年度に繰り越すことができる。

2 前年度予算総則第五條による繰越額は、本年度において、同一計画事項に限り使用することができる。

6 本予算は、予見しがたい予算の不足に充てる以外にこれを使用することができない。

2 予備費を使用する場合は、経営委員会の議決を経なければならぬ。

7 事業量の増加等により、収入が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を事業のため直接必要とする経費の支出若しくは特別支出、又は借入金の返還若しくは設備の新設、改善に充てることができる。

2 前項に定めるもののほか、職員の能率向上による企業経営の改善によって、収入が予算額に比し増加し、又は経費を予定より削減したときは、その増加額又は削減額は、経営委員会の議決を経て、その一部を職員に対する特別の給与に充てることができる。

8 前年度の決算において、後期繰越金が前年度予算で予定した額に比し増加したときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を借入金の減額、又は借入金の返還若しくは設備の新設、改善に充てることができる。

9 本予算中、資本収入において予定する長期借入金又は放送債券に替えることができる。

10 国際放送並びに選挙放送の実施に対する交付金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、それぞれ国際放送並びに選挙放送に関する経費の支出に充てることができる。

11 業務に関連する調査研究等に対し、交付金、補助金等の収入があるときは、その金額は、調査研究等に関する経費の支出に充てることができる。

平成七年度収支予算書 (事業収支)

(単位 千円)

款	項	金	額
事業収入		570,784,944	
	受信料収入	553,479,036	
	交付金収入	2,146,407	
	副次業務収入	6,058,000	
	雑収入	8,154,601	
	特別収入	500,000	
		446,900	
事業支出		573,463,686	
	放送料	227,013,346	
	国内契約放送料	6,361,074	
	国際契約放送料	54,703,246	
	受信料	2,033,910	
	調査費	2,863,345	
	広報費	7,899,453	
	調給費	145,984,522	
	退職手当	46,120,914	
	一般管理費	13,819,717	
	減価償却費	50,875,000	
	特別減価償却費	11,117,559	
	特別損失	1,671,600	
		3,000,000	
事業収支差金		△	2,678,742

(資本収支)

(単位 千円)

款	項	金	額
資本収入		73,176,742	
	前期限越金受入れ	6,596,742	
	減価償却資産受入れ	50,875,000	
	資産売却収入	1,603,000	
	貸付収入	4,970,000	
	長期借入金	9,132,000	
資本支出			70,498,000

建設費	金額
建設費	60,260,000
貸付金	1,350,000
貸付金	3,918,000
貸付金	4,970,000
貸付金	2,678,742

事業収支において、事業収入から特別収入を除いた経常収入は、5,703億8,804万4千円、事業支出から特別支出を除いた経常支出は、5,717億9,208万6千円であり、経常収支差金は、△14億5,404万2千円である。

前期限越金受入れ65億9,674万2千円については、前年度以前から財政安定のために使用を繰り延べてきた繰越金合計521億9,693万1千円の一部をもって充て、26億7,874万2千円を事業収支差金の補てんのために使用し、39億1,800万円を債務償還のために使用する。なお、残りの456億18万9千円を翌年度以降に繰り延べる。

(受託業務等勘定)
(事業収支)

(単位 千円)

款	項	金額
事業収入	受託業務等収入	500,000
事業支出	受託業務等費用	416,000
事業収支差金		14,000
		70,000

事業収支差金7,000万円と受託業務等費用の間接経費3億8,100万円を合わせた4億5,100万円を一般勘定の副次収入に繰り入れる。

別表第2 契約種別・支払区分

契約種別

契約種別	金額
カラー契約	衛星系によるテレビジョン放送の受信を除き、地上系によるテレビジョン放送のカラー受信を含む放送受信契約
普通契約	衛星系によるテレビジョン放送の受信及び地上系によるテレビジョン放送のカラー受信を除く放送受信契約
衛星カラー契約	衛星系及び地上系によるテレビジョン放送のカラー受信を含む放送受信契約

衛星普通契約	衛星系及び地上系によるテレビジョン放送のカラー受信を除き、衛星系によるテレビジョン放送の白黒受信を含む放送受信契約
特別契約	地上系によるテレビジョン放送の自然の地形による難視聴地域又は列車、電車その他営業用の移動体において、地上系によるテレビジョン放送の受信を除き、衛星系によるテレビジョン放送の受信を含む放送受信契約

支払区分

訪問集金	協会の集金取扱者への支払など口座振替及び継続振込以外の方法による支払
口座振替	協会の指定する金融機関に設定する預金口座、通常郵便貯金等から、協会の指定日に自動振替によって行う支払
継続振込	協会の指定する金融機関、郵便局等において、協会の指定する支払期日までに継続して払込むことによって行う支払

別表第3 受信料額

契約種別	支払区分	月	額	6か月前払額	12か月前払額
カラー契約	訪問集金		1,370円	7,800円	15,200円
	口座振替		1,320円	7,510円	14,650円
普通契約	訪問集金		890円	5,100円	9,940円
	口座振替		840円	4,810円	9,370円
衛星カラー契約	訪問集金		2,300円	13,140円	25,610円
	口座振替		2,250円	12,850円	25,040円
衛星普通契約	訪問集金		1,820円	10,440円	20,350円
	口座振替		1,770円	10,150円	19,780円
特別契約	訪問集金		1,040円	5,920円	11,540円
	口座振替		990円	5,630円	10,970円

別表第4 受信料額 (沖縄県)

契約種別	支払区分	月	額	6か月前払額	12か月前払額
カラー契約	訪問集金		1,220円	6,980円	13,600円
	口座振替		1,170円	6,690円	13,030円
普通契約	訪問集金		740円	4,280円	8,340円
	口座振替		690円	3,990円	7,770円

別表第5 多数契約一括支払における割引額

衛星カラー契約	訪問集金	口座振替	衛星普通契約
2,160円	12,320円	24,010円	
2,110円	12,030円	23,440円	
1,680円	9,620円	18,750円	
1,630円	9,330円	18,180円	

別表第6 団体一括支払における割引額

契約種別	割引額	割引率
50件未満	200円	
50件以上100件未満	230円	
100件以上	300円	

ただし、衛星カラー契約の契約件数が97件、98件又は99件である場合は、100件として受信料の額を算定する。

契約種別	割引額	割引率
衛星カラー契約	すべての契約件数を対象に、契約件数1件あたり	月額 250円
衛星普通契約		
特別契約		

平成7年度事業計画

1 計画概説
 映像の国際化やマルチメディア時代への取組及び視聴者ニーズの多様化、高度化など放送を取り巻く環境は、大きく変わりつつある。
 こうした状況のもと、平成7年度における日本放送協会の事業運営にあたっては、公正な報道と多様な豊かな放送番組の提供に努めるとともに、委託協会国際放送業務（以下「映像による国際放送」という。）の開始やハイビジョン放送の普及促進及びデジタル放送技術等新しい放送技術の研究開発などに積極的に取り組むこととする。
 あわせて、経営財源確保のため、受信料の増加と受信料の確実な収納に努めるとともに、経営全般にわたり一層効率的な業務運営を推進し、視聴者に信頼され、かつ、創造性と活力にあふれた公共放送を実現していく。
 (1) テレビジョン、ラジオ放送とも全国あまねく受信できるよう、テレビジョン放送局、中波放送局及びFM放送局の建設を行うとともに、老朽の著しいテレビジョン放送機器の更新整備等を行う。
 (2) 放送番組については、視聴者の意向を積極的に受けとめ、番組の充実刷新を図り、公共放送の

使命に徹し、公正な報道と多様な豊かな放送番組の提供に努める。

また、参議院議員通常選挙及び統一地方選挙の放送番組を特別編成する。

(3) 国際間の相互理解と国際交流に貢献するとともに、海外在留の日本人に多様な情報を的確に伝えるため、映像による国際放送を開始するとともに、音声による国際放送の受信改善に努める。

(4) 受信料負担の公平を期するため、受信料制度の周知徹底を図り、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努める。

(5) 協会に対する視聴者の理解と信頼を一層強固にするため、広報活動を積極的に推進するとともに、視聴者の意向の把握と反映に努める。

(6) 調査研究については、新しい技術の研究開発をはじめ、放送番組、放送技術の向上に寄与する調査研究を積極的に推進し、その成果を放送に生かすとともに、広く一般に公開して、我が国の放送文化の発展に資する。

(7) 経営管理については、経営全般にわたり業務の効率的な運営を一層積極的に推進して、能率の向上を図る。また、給与については、適正な水準の維持を図る。

(8) 衛星放送の継続確保のため、次期放送衛星を調達する法人に対して出資を行う。また、放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究を行う法人等に対し、出資を行う。

(9) 放送法第9条第3項に基づき実施する放送番組制作の受託業務等については、協会業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において積極的に実施する。

2 建設計画

建設計画については、新放送施設の整備に82億4,000万円、テレビジョン、ラジオ放送網の整備に118億9,400万円、演奏所の整備に64億7,600万円、放送番組設備の整備に242億8,000万円、研究設備の整備等に93億7,000万円、総額602億6,000万円をもって施行する。

(1) 新放送施設整備計画

次期放送衛星のための地上設備の整備を行うなど衛星放送の継続的・安定的実施に万全を期するとともに、ハイビジョン設備の整備を行う。

(2) テレビジョン放送網整備計画

外国電波混信による難視聴地域に対し、補完的に、テレビジョン放送局を建設する。また、地域放送のためのテレビジョン放送局の調査を行うほか、老朽の著しいテレビジョン放送機器の更新等を行う。

(3) ラジオ放送網整備計画

受信の改善を図るため、中波放送局及びFM放送局を建設するほか、老朽の著しいラジオ放送機器の更新等を行う。

これらに要する経費は、36億3,300万円である。

(4) 演奏所整備計画

放送会館については、広島放送会館を完成し、長野放送会館の建設に着手するとともに、大阪放送会館及び大分放送会館の整備のための諸準備を取り進める。また、老朽の著しい放送会館を整備するため、用地を購入するほか、調査等を行うとともに、阪神・淡路大震災で被災した神戸放送会館の整備のための調査等を行う。

これらに要する経費は、64億7,600万円である。

(5) 放送番組設備整備計画

非常災害時等における緊急報道機能の確保を図るため、ニュース・番組の制作送出機器の整備を行うとともに、地域放送充実のための放送機器の整備を行う。また、映像による国際放送のための設備の整備やFM文字多重放送設備の整備を行うほか、老朽の著しい番組制作送出機器の更新等を行う。

これらに要する経費は、242億8,000万円である。

(6) 研究設備、一般施設整備計画

新しい放送技術の開発のための研究設備の整備を行うほか、宿舍等の整備を行う。

これらに要する経費は、61億7,000万円である。

(7) 建設管理

建設計画の施行に共通して要する経費は、32億円である。

3 事業運営計画

(1) 国内放送

ア テレビジョン放送については、総合放送は、広く一般を対象とした総合的な放送として、放送時間は、緊急報道への迅速な対応と生活時間の多様化への対応のため、定時放送時間を2時間拡大して、1日20時間を基本とし、年間を通して特別編成を随時、機動的かつ集中的に実施するなど、弾力的な放送時間とする。番組内容については、国民的な課題や内外の動きを的確にとらえ、公正な報道に徹するとともに、視聴者に一層信頼され、親しまれるニュース・情報番組を目指して刷新・強化を図る。あわせて、日本が直面する重要課題や国民的関心事に取り組み大型企画番組を積極的に編成することとし、特に、地震災害について徹底的に検証し、これにどう対処するか多角的に考える番組を年間を通して編成する。また、夜間を中心に視聴者の支持と共感を得る娯楽・教養番組を積極的に開発する。

教育放送は、1日18時間を基本とした放送時間とし、学校放送番組を含む幅広い文化・生涯学習番組を中心とした編成を行い、心の豊かさを求める時代の要請にこたえる番組や幼児・子供向け番組及び障害者向け番組等を充実する。

衛星放送については、第1テレビジョンは、1日24時間の放送時間とし、国際情報と国内情報を機動的に伝える番組や内外のスポーツ番組を中心とした編成を行う。第2テレビジョンは、技術実験時間を除き1日23時間20分の放送時間とし、難視聴解消を目的とする放送を行うとともに、視聴者にとって魅力ある番組を積極的に開発するなど文化・娯楽番組を中心とした編成を行う。

ハイビジョン放送については、定時放送時間を1時間拡大して、1日6時間(ただし、水曜日においては11時間)を基本とした放送時間とする。また、ハイビジョンの特性を生かした番組を積極的に開発し、一層の普及と定着を図る。

ラジオ放送については、第1放送は、緊急報道への迅速な対応と生活時間の多様化への対応のため、1日24時間を基本とした弾力的な放送時間とし、ニュース・生活情報を中心とした多様な情報を提供する。第2放送は、1日18時間30分の放送時間とし、語学を中心とする体系的な講座番組や多様な教養番組を編成して、生涯学習番組等の充実を図るとともに、新たに在日外国人向けの番組を編成する。また、FM放送は、1日19時間の放送時間とし、高音質の特性を生

かして、クラシック音楽を中心に、多様な音楽番組を提供する。

地域から全国への情報発信を一層拡充するとともに、地域放送については、それぞれの地域に応じたきめ細かな情報の提供と地域の課題に取り組む番組の充実を努めることとし、総合放送で1日2時間、第1放送で1日2時間30分、FM放送で1日1時間50分を基本とした弾力的な放送時間により、地域情報番組を提供する。

テレビジョン音声多重放送については、テレビジョン放送の一部の番組について、ステレオ放送、2か国語放送及び解説放送を行う。特に解説放送においては、視力障害者向けの放送を行う。

テレビジョン文字多重放送については、ニュース、地域情報及び番組ガイド等の各種情報を刷新するとともに、聴力障害者向けの字幕番組の拡充を行う。また、FM文字多重放送を開始する。

海外への番組提供については、日本から世界に向けた映像情報の発信が少くない現状を改善し、あわせて海外在留の日本人に対して情報を提供することを目的として、日本やアジアの情報を世界に向けて積極的に提供する。

放送番組の利用については、番組の効果的な編成にあわせ、学校教育の場や生涯学習活動への利用促進を図る。

これらに要する経費は、番組制作に1,626億6,077万6千円、番組の編成企画等に116億3,260万6千円で、総額1,742億9,338万2千円である。

放送施設の運用維持については、良好な電波送信の安定確保に努めるとともに、設備の増加に対処し、効率的な保守運用を図る。

これに要する経費は、527億1,996万4千円である。以上により、国内放送費総額は、2,270億1,334万6千円となり、前年度2,147億3,076万円に對して、122億8,258万6千円の増額となる。

(2) 国際放送

日本の実情をいち早く正しく諸外国に伝え、国際間の相互理解と諸外国との経済・文化交流の一層の促進に貢献するとともに、海外在留の日本人に多様な情報を的確に伝えるため、音声による国際放送に加えて、映像による国際放送を開始する。音声による国際放送については、1日65時間の放送時間とし、受信改善を図るため、海外中継を拡充するとともに、ニュース・情報番組の充実を図る。映像による国際放送については、欧州向けに1日3時間10分程度、北米向けに1日5時間程度の放送時間とし、ニュース・情報番組を中心に編成する。

このため、総額63億6,107万4千円となり、前年度46億4,233万5千円に對して、17億1,873万9千円の増額となる。

(3) 契約収納

受信料負担の公平を期するため、受信料制度の周知徹底を図るとともに、効果的・効率的な営業活動を行い、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努める。

このため、総額547億324万6千円となり、前年度518億7,732万3千円に對して、28億2,592万3千円の増額となる。

(4) 受信対策

受信障害の複雑化、広域化など受信環境の変化に即応した受信サービス活動を展開するとともに、阪神・淡路大震災の被災地域における対策を積極的に実施する。また、衛星放送及びハイビジョン放送受信の積極的な普及活動に努める。

このため、総額20億3,391万円となり、前年度18億9,911万4千円に對して、3億3,479万6千円の増額となる。

(5) 広報

協会に対する視聴者の理解と信頼を一層強固なものとするため、多様で効果的な経営広報を展開するとともに、視聴者との交流・対話活動を強化する。

このため、総額28億6,334万5千円となり、前年度26億6,709万4千円に對して、1億9,625万1千円の増額となる。

(6) 調査研究

調査研究については、放送の発展を図るため、番組面において、国民生活時間調査や番組視聴状況調査を実施するなど視聴者の意向の的確な把握を行うとともに、放送番組の向上に資する調査研究を行う。技術面においては、ハイビジョン壁掛けテレビの開発やデジタル放送の実現に向けた伝送技術等の研究開発を推進するほか、放送技術発展のための基礎研究等を行う。

このため、総額78億9,945万3千円となり、前年度63億6,332万3千円に對して、15億3,613万円の増額となる。

(7) 給与

給与については、適正な水準の維持を図る。

これに要する経費は、総額1,459億8,452万2千円である。

(8) 退職手当及び福利厚生

退職手当及び福利厚生については、退職者の減等により、総額461億2,091万4千円となり、前年度477億1,486万9千円に對して、15億9,395万5千円の減額となる。

(9) 一般管理

一般管理については、効率的な業務運営を一層徹底して、経費の節減を図るが、諸税公課の増等により、総額138億1,971万7千円となり、前年度133億4,688万4千円に對して、4億7,283万3千円の増額となる。

(10) 委託業務等

委託業務等については、会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等を行う。

これらに係る収入は5億円、支出は4億3,000万円である。

4 受信契約件数

(1) カラー契約

ア 有料契約見込件数

区 分	平成7年度	平成6年度	増	減
年度初頭契約件数	26,763,000	27,072,000	△	309,000
年度内新規契約件数	2,211,000	2,069,000		142,000
年度内解約件数	2,723,000	2,378,000		345,000
年度内増加契約件数	△ 512,000	△ 309,000	△	203,000

イ 受信料免除見込件数

区 分	平成7年度	平成6年度	増	減
年度初頭免除件数	729,000	727,000	△	2,000
年度内新規免除件数	36,000	35,000	△	1,000
年度内解約件数	35,000	33,000	△	2,000
年度内増加免除件数	1,000	2,000	△	1,000

(2) 普通契約

ア 有料契約見込件数

区 分	平成7年度	平成6年度	増	減
年度初頭契約件数	781,000	888,000	△	107,000
年度内新規契約件数	35,000	53,000	△	18,000
年度内解約件数	143,000	160,000	△	17,000
年度内増加契約件数	△	107,000	△	1,000

イ 受信料免除見込件数

区 分	平成7年度	平成6年度	増	減
年度初頭免除件数	146,000	151,000	△	5,000
年度内新規免除件数	2,000	2,000	△	0
年度内解約件数	7,000	7,000	△	0
年度内増加免除件数	△	5,000	△	0

(3) 衛星カラオケ契約

ア 有料契約見込件数

区 分	平成7年度	平成6年度	増	減
年度初頭契約件数	6,549,000	5,802,000	△	747,000
年度内新規契約件数	1,263,000	1,059,000	△	204,000
年度内解約件数	416,000	312,000	△	104,000
年度内増加契約件数	847,000	747,000	△	100,000

イ 受信料免除見込件数

区 分	平成7年度	平成6年度	増	減
年度初頭免除件数	14,000	13,000	△	1,000
年度内新規免除件数	3,000	2,000	△	1,000
年度内解約件数	1,000	1,000	△	0
年度内増加免除件数	2,000	1,000	△	1,000

(4) 衛星普通契約

有料契約見込件数

区 分	平成7年度	平成6年度	増	減
年度初頭契約件数	40,000	35,000	△	5,000
年度内新規契約件数	9,000	9,000	△	0
年度内解約件数	4,000	4,000	△	0
年度内増加契約件数	5,000	5,000	△	0

(5) 特別契約

有料契約見込件数

区 分	平成7年度	平成6年度	増	減
年度初頭契約件数	14,000	13,000	△	1,000
年度内新規契約件数	1,000	1,000	△	0
年度内解約件数	0	0	△	0
年度内増加契約件数	1,000	1,000	△	0

(注) 上記(1)～(5)の有料契約見込件数には、阪神・淡路大震災の被災受信契約者に対し期間を定め
て行う受信料免除の件数を含む。

(参考1)

有料契約見込総数

区 分	カラオケ契約	普通契約	衛星カラオケ契約	衛星普通契約	特別契約	合計
年度初頭契約件数	26,763,000	781,000	6,549,000	40,000	14,000	34,147,000
年度内増加件数	△ 512,000	△ 108,000	847,000	5,000	1,000	233,000
年度末契約件数	26,251,000	673,000	7,396,000	45,000	15,000	34,380,000

上記のうち沖繩県の区域における受信契約件数

区 分	カラオケ契約	普通契約	衛星カラオケ契約	衛星普通契約	特別契約	合計
年度初頭契約件数	240,000	10,000	25,000	1,000	1,000	276,000
年度内増加契約件数	1,000	△ 1,000	4,000	0	0	4,000
年度末契約件数	241,000	9,000	29,000	1,000	1,000	280,000

(参考2)

支払区分別受信契約件数

(1) カラオケ契約

区	分	訪問集金	口座振替	継続振込	合 計
	年度初頭契約件数	4,325,000	21,409,000	1,029,000	26,763,000
	年度内増加契約件数	△ 280,000	△ 293,000	61,000	△ 512,000
	年度末契約件数	4,045,000	21,116,000	1,090,000	26,251,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区	分	訪問集金	口座振替	継続振込	合 計
	年度初頭契約件数	182,000	55,000	3,000	240,000
	年度内増加契約件数	0	1,000	0	1,000
	年度末契約件数	182,000	56,000	3,000	241,000

(2) 普通契約

区	分	訪問集金	口座振替	継続振込	合 計
	年度初頭契約件数	237,000	506,000	38,000	781,000
	年度内増加契約件数	△ 54,000	△ 55,000	1,000	△ 108,000
	年度末契約件数	183,000	451,000	39,000	673,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区	分	訪問集金	口座振替	継続振込	合 計
	年度初頭契約件数	9,000	1,000	1,000	10,000
	年度内増加契約件数	△ 1,000	0	0	△ 1,000
	年度末契約件数	8,000	1,000	1,000	9,000

(3) 衛星カープ契約

区	分	訪問集金	口座振替	継続振込	合 計
	年度初頭契約件数	408,000	5,910,000	231,000	6,549,000
	年度内増加契約件数	25,000	804,000	18,000	847,000
	年度末契約件数	433,000	6,714,000	249,000	7,396,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区	分	訪問集金	口座振替	継続振込	合 計
	年度初頭契約件数	9,000	15,000	1,000	25,000
	年度内増加契約件数	2,000	2,000	0	4,000
	年度末契約件数	11,000	17,000	1,000	29,000

区	分	訪問集金	口座振替	継続振込	合 計
	年度初頭契約件数	8,000	31,000	1,000	40,000
	年度内増加契約件数	0	5,000	0	5,000
	年度末契約件数	8,000	36,000	1,000	45,000

(4) 衛星普通契約

区	分	訪問集金	口座振替	継続振込	合 計
	年度初頭契約件数	1,000	4,000	9,000	14,000
	年度内増加契約件数	0	1,000	0	1,000
	年度末契約件数	1,000	5,000	9,000	15,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区	分	訪問集金	口座振替	継続振込	合 計
	年度初頭契約件数	1,000	1,000	0	1,000
	年度内増加契約件数	0	0	0	0
	年度末契約件数	1,000	1,000	0	1,000

(5) 特別契約

区	分	訪問集金	口座振替	継続振込	合 計
	年度初頭契約件数	1,000	1,000	0	1,000
	年度内増加契約件数	0	0	0	0
	年度末契約件数	1,000	1,000	0	1,000

要員数については、業務の効率化を積極的に推進することとし、年度内50人の純減を見込んだものである。

平成7年度資金計画

1 資金計画の概要

平成7年度収支予算及び事業計画に基づく本年度の資金計画は、受信料、長期借入金等による入金総額6,461億7,789万円、事業経費、建設経費、放送債券の償還等による出金総額6,462億540万1千円をもって施行する。

2 入金の部

受信料については、受信料収入予算5,534億7,903万6千円から年度内に収納に至らないものを控除した受信料収納額5,496億6,307万円を予定する。

長期借入金については、91億3,200万円を予定する。

このほか、固定資産売却代金3億7,830万円、放送債券償還積立資産の戻入れ49億7,000万円、国際放送関係等交付金収入21億4,640万7千円、有価証券の売却600億9,100万円、受取利息その他の

入金197億9,711万3千円を見込む。

以上により入金額は、総額6,461億7,789万円である。

3 出金の部

事業経費5,066億9,952万7千円、建設経費602億6,000万円、放送債券の償還49億7,000万円、出資13億5,000万円、放送債券償還積立資産への繰入れ39億1,800万円、有価証券の購入551億9,100万円、支払利息その他の出金138億1,687万4千円を合わせ出金額は、総額6,462億5,407万1千円である。

(参考) 資金の需要及び調達の見込みは、下表のとおりである。

(単位 千円)

区分	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合計
1 前期末資金有高	44,177,000	44,040,074	44,056,190	48,808,774	—
2 入 金	169,306,965	128,680,784	183,926,133	164,264,008	646,177,890
受 信 料	162,518,099	106,263,063	178,860,654	102,021,254	549,663,070
長期借入金	0	0	0	9,132,000	9,132,000
固定資産売却代金	194,300	178,000	3,000	3,000	378,300
放送債券償還積立資産繰入れ	0	0	0	4,970,000	4,970,000
交付金収入	498,465	732,849	477,558	437,535	2,146,407
有価証券売却	100,000	18,105,000	100,000	41,786,000	60,091,000
受取利息その他の入金	5,996,101	3,401,872	4,484,921	5,914,219	19,797,113
3 出 金	169,443,891	128,664,668	179,173,549	168,923,293	646,205,401
事業経費	127,985,267	110,421,743	134,993,823	133,298,694	506,699,527
建設経費	11,377,441	12,941,192	13,854,818	22,086,549	60,260,000
放送債券償還	0	0	0	4,970,000	4,970,000
出 資	167,000	1,065,500	28,000	89,500	1,350,000
放送債券償還積立資産繰入れ	0	0	0	3,918,000	3,918,000
有価証券購入	27,505,000	100,000	27,486,000	100,000	55,191,000
支払利息その他の出金	2,409,183	4,136,233	2,810,908	4,460,550	13,816,874
4 期末資金有高	44,040,074	44,056,190	48,808,774	44,149,489	—

日本放送協会平成7年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する郵政大臣の意見
 放送法(昭和25年法律第132号)第37条第2項の規定に基づき、日本放送協会の平成7年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する意見は次のとおりである。

平成7年2月

郵政大臣

日本放送協会平成7年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する郵政大臣意見
 日本放送協会(以下「協会」という。)の平成7年度収支予算、事業計画及び資金計画は、おおむね適当なものとする。

なお、協会が、阪神・淡路大震災の財政への影響を見込んだ修正を行い、収支予算等を再提出してきたことは、適切な措置であるものとする。

また、放送の国際化及びデジタル化の進展、放送と通信の融合等放送を取り巻く環境の変化を踏まえ、公共放送として、長期的視点に立って、デジタル化への取組等我が国の放送の発展のために必要な先導的役割を積極的に果たしていくべきであり、また、事業計画等の実施に当たっては、特に下記の点に配慮すべきである。

記

- 1 阪神・淡路大震災の被災者への配慮並びに今後の災害時に備えた報道・取材体制の充実及び保有施設の耐震性の点検、強化
- 2 豊かな放送番組の提供と公正な報道を通じた放送番組の充実・向上
 また、衛星第2放送における難視聴解消を目的とする放送の十分な確保
- 3 受信契約の締結及び受信料の収納の効率的・効果的な促進と業務の効率化による経費の節減
 また、衛星放送に係る収支の一層の明確化・透明化
- 4 委託協会国際放送業務の充実等を通じた映像による放送番組の国際交流の積極的推進
- 5 ワルチメディア時代に向けた、統合デジタル放送等の先導的技術開発への取組の強化

三月二日付議事録の「本委員会に左の案件が付託された。」
 「電気通信事業充実臨時措置法及び通信・放送機轉法の一部を改正する法律案」

電気通信事業充実臨時措置法及び通信・放送機轉法の一部を改正する法律案
 電気通信事業充実臨時措置法及び通信・放送機轉法の一部を改正する法律案
 (電気通信事業充実臨時措置法の一部改正)

第一章 電気通信事業充実臨時措置法(平成三年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第二章 及び通信向上施設を「信頼性向上施設及び高度有線テレビジョン放送施設」と改める。

第三章 第七項中「信頼性向上施設整備事業」の

「下」に「高度有線テレビジョン放送施設整備事業」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。
 5 この法律に基いて「高度有線テレビジョン放送施設」とは、有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第百十四号)第二条第一項に規定する有線テレビジョン放送をいう。以下この項において同じ。を光伝送の方式を用いてデジタル信号により送信することを可能とする同条第二項に規定する有線テレビジョン放送施設であつて、有線テレビジョン放送の利便性を著しく高めるためのもの(これを設置するための建築物その他の工作物を含む。)をいう。
 6 この法律において「高度有線テレビジョン放送施設整備事業」とは、高度有線テレビジョン放送施設の整備を行う事業をいう。

第三条第一項中「信頼性向上施設整備事業の下に、高度有線テレビジョン放送施設整備事業を加える。」

第六条第一号中「又は認定計画に係る信頼性向上施設整備事業を、認定計画に係る信頼性向上施設整備事業又は認定計画に係る高度有線テレビジョン放送施設整備事業に改め、同条第二号中「第二条第六項第一号」を「第二条第八項第一号」に改め、同条第三号中「前二号」を「前二号」に改め、同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 認定計画に係る次に掲げる電気通信基盤充実事業においてそれぞれ次に掲げる施設が整備される場合に、その施設の整備に必要な資金の借入れであつて社会資本の整備の促進のために行われる政令で定める資金の貸付けに係るものについての利子の支払いに必要な資金に充てるための助成金を交付すること。

イ 高度通信施設整備事業 端末系光幹線路(光ファイバ)を用いた線路であつて、端末設備に接続されるもの幹線部分をいう。及び端末系光端局装置(光伝送の方式における電気信号と光信号との変換の機能を有する装置であつて、端末系光幹線路に接続されるものをいう。)

ロ 高度有線テレビジョン放送施設整備事業 光幹線路(光ファイバ)を用いた線路の幹線部分をいう。及びこれに接続される光伝送装置(光伝送の方式における電気信号を光信号に変換する機能を有する装置をいう。)

第七条の次に次の三条を加える。

(補助金) 第七条の二 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、第六条第三号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む)に必要な経費の財源に充てるための費用を補助することができる。

(高度電気通信施設整備促進基金)

第七条の三 機構は、前条の規定により交付を受けた補助金を高度電気通信施設整備促進基金として管理しなければならない。

2 高度電気通信施設整備促進基金の運用によつて生じた利子その他当該基金の運用又は使用に伴い生ずる収入は、機構法第三十四条第一項の規定にかかわらず、高度電気通信施設整備促進基金に充てるものとする。

3 高度電気通信施設整備促進基金は、第六条第三号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む)に必要な経費に充てる場合に限り、運用し、又は使用することができる。

(区分経理)

第七条の四 機構は、第六条第三号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む)に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

第八条第一項中「第六条に規定する業務(以下を「第六条第一号若しくは第二号に掲げる業務(これらに附帯する業務を含む。以下に、「第四十三条」を「第四十三条第一項」に、「機構法第四十五条第三号」を「同条第二項」に、「次の場合」とあるのは「次の場合」電気通信基盤金融関連業務に係る第二十九条第一項の規定による認可をしようとするとき及び電気通信基盤法第六条第三号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む)に係る場合を除く。)」と、機構法第四十五條第三号に改め、同条第二項中「機構の業務」を「機構の同条第一号及び第二号に掲げる業務(これらに附帯する業務を含む。)」に改める。

第九條中「第二條第六項各号」を「第二條第八項各号」に改める。
第十三條第二号中「又は信頼性向上施設整備事業」を「信頼性向上施設整備事業又は高度有線テレビジョン放送施設整備事業」に改める。
(通信・放送機構法の一部改正)

第二條 通信・放送機構法(昭和五十四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

附則第七條中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。
2 機構は、受信対策基金に係る経理については、特定通信・放送開発事業実施法(平成二年法律第三十五号)以下「通信・放送開発法」という)第十条の規定にかかわらず、同条の規定による通信・放送開発法第六條第一項第一号、第三号及び第四号に掲げる業務(これらに附帯する業務を含む)に係る勘定において、他の経理と区分して整理しなければならない。

附則第八條を次のように改める。
第八條 附則第五條第一項の規定により機構の業務が行われる場合には、第四十五條第三号中「第二十八條第一項」とあるのは、「第二十八條第一項及び附則第五條第一項」とする。
2 前條第二項の規定により受信対策基金に係る経理を行う勘定について通信・放送開発法の規定を適用する場合には、通信・放送開発法第十一條中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替へるものとする。

通信・放送開発法第十条に規定する特別の勘定に係るそれぞれの出資	通信・放送開発法第十条に規定する特別の勘定に係るそれぞれの出資(附則第七條第二項の規定により受信対策基金に係る経理を行う勘定にあつては、受信対策基金に充てるべき金額を示して行われている出資及び当該勘定におけるその他の出資)
機構法第四十二條第一項中	機構法第四十二條第一項中「に相当する額については国庫に納付し」とあるのは「並びに附則第七條第二項の規定により受信対策基金に係る経理として整理された額に相当する額については国庫に納付し」と、
以下「債務保証等業務」という)に係る勘定並びに一般勘定	以下「債務保証等業務」という)に係る勘定(附則第七條第二項の規定により受信対策基金に係る経理として整理された部分を除く。)並びに一般勘定」と、「各出資者」とあるのは「各出資者(債務保証等業務に係る勘定においては受信対策基金に係る出資者を除く。)

附則第九條中「第七條第二項」を「第七條第三項」に改める。
(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(信用基金の持分の払戻しの禁止の特例) 第二条 日本開発銀行以外の出資者は、通信・放送機構(次項において「機構」という。)に対し、この法律の施行の日から起算して一月を経過した日までの間に限り、特定通信・放送開発事業実施法(平成二年法律第三十五号)第九條第一項に規定する信用基金に係るその持分の払戻しを請求することができる。
2 機構は、前項の規定による請求があつたときは、通信・放送機構法第六條第一項の規定にか

かわらず、当該持分に係る出資額に該当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、機構は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部改正)

第四条 特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を次のように改正する。
附則第四条中「機構の業務」を「機構の同条第一号及び第二号に掲げる業務(これらに附帯する業務を含む。)」に改め、同条の表第十一号の項の下欄中「電気通信基盤法第六條の規定」を「電気通信基盤法第八條(同条第一号及び第二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に係る部分に限る。)の規定」に、「及び電気通信基盤充実臨時措置法」を並びに「電気通信基盤充実臨時措置法」に、「第六條に規定する業務」を、「第六條第一号及び第二号に掲げる業務(これらに附帯する業務を含む。)」を、「及び電気通信基盤法第六條に規定する業務」を、並びに「電気通信基盤法第六條第一号及び第二号に掲げる業務(これらに附帯する業務を含む。)」に改める。

(地方税法の一部改正)
第五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
附則第十五条中第三十五項を第三十六項とし、第三十一項から第三十四項までを一項ずつ繰り下げ、第三十項の次に次の一項を加える。
31 有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第百十四号)第二條第四項に規定する有線テレビジョン放送事業者が、電気通信基盤充実臨時措置法第五條第三項に規定する認定計画に従つて実施する同法第二條第六項に規定する高度有線テレビジョン放送施設整備事業により電気通信基盤充実臨時措置法及び通信・放送機構法の一部を改正する法律(平成

七年法律第 号)の施行の日から平成九年三月三十一日までの間に新設した電気通信基盤充実臨時措置法第二條第五項に規定する高度有線テレビジョン放送施設有線テレビジョン放送法第二條第二項に規定する有線テレビジョン放送施設であるものに限る。)で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九條の二の規定にかかわらず、当該施設に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三の額とする。

三月三日日本委員会に左の案件が付託された。
一、郵便貯金法の一部を改正する法律案
一、簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案
一、郵便法の一部を改正する法律案

郵便貯金法の一部を改正する法律案
郵便貯金法(昭和二十二年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。
第十六條の三第一項に次の一号を加える。
十六 先物外国為替(外国通貨をもつて表示される支払手段であつて、その売買契約に基づく債権の発生、変更又は消滅に係る取引を当該売買の契約日後の一定の時期に一定の外国為替相場により実行する取引(金融先物取引所の開設する市場において行われる取引又はこれに類する取引であつて、政令で定めるものに該当するものを除く。)の対象となるものをいう。以下この条において同じ。)

第六十八條の三に次の一項を加える。
資金を先物外国為替に運用する場合には、政令で定める証券会社に対し、当該証券会社の名をもつて先物外国為替の取引を行うことを委託

する方法によらなければならない。
附則
この法律は、公布の日から施行する。
簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案
簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律(昭和二十七年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。
第三條第一項に次の一号を加える。
二十二 先物外国為替(外国通貨をもつて表示される支払手段であつて、その売買契約に基づく債権の発生、変更又は消滅に係る取引を当該売買の契約日後の一定の時期に一定の外国為替相場により実行する取引(金融先物取引所の開設する市場において行われる取引又はこれに類する取引であつて、政令で定めるものに該当するものを除く。)の対象となるものをいう。以下この条において同じ。)

第三條中第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。
7 積立金を先物外国為替に運用する場合には、政令で定める証券会社に対し、当該証券会社の名をもつて先物外国為替の取引を行うことを委託する方法によらなければならない。
附則
(施行期日)
第一條 この法律は、公布の日から施行する。
第二條 資金運用部資金法(昭和二十八年法律第百号)の一部を次のように改正する。
附則第十二項中「第三條第七項」を「第三條第八項」に改める。

郵便法の一部を改正する法律案
郵便法(昭和二十二年法律第百八十五号)の一部

を次のように改正する。
第二十七條の三第一項中「で、省令で」を「のうち、広告郵便物(第一種郵便物又は第二種郵便物のうち、省令の定めるところにより、その内容が、専ら商品の広告その他これに類する営業に関する活動であつて省令で定めるものを目的として、同一内容で大量に作成された印刷物であると認められたものをいう。次項において同じ。)」及びその他の郵便物についてそれぞれ省令で、「いう。次項において同じ。)」につきを、「いう。)」につき、審議会に諮問した上」に改め、「その合計額の百分の十五(往復葉書にあつては、百分の七)に相当する額を超えない範囲内において」を削り、同条第三項中「前項の」の下に「規定により広告郵便物について」を加え、「第三十二條第三項」を「第三十二條第四項」に改め、「につき」の下に、「審議会に諮問した上」を加え、「その総計額の百分の三十(往復葉書にあつては、百分の十五)に相当する額を超えない範囲内において」を削り、同条第二項を削る。
第二十七條の七中「同条第三項」を「同条第二項」に改める。
第三十二條第四項を次のように改める。
次に掲げる者に対しては、前項の担保を免除する。
一 官公署
二 特別の法律をもつて設立された法人(郵政大臣の指定するものに限る。)

三 後納する郵便に関する料金の概算額が省令で定める額に満たない者で、省令の定めるところにより、その料金を納付すべき期日までに納付できないおそれがないと認められたもの
四 後納する郵便に関する料金を省令で定める期間以上継続して納付すべき期日までに納付している者
第三十二條第五項中「前項の規定により、」を「前項第三号の」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

第三十二條第五項中「前項の規定により、」を「前項第三号の」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

第三十二條第五項中「前項の規定により、」を「前項第三号の」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

第三十三條第三項のカードについては、省令の定めるところにより、郵便に関する料金を納付するためにこれを使用したときは、当該カードに記録された金額から控除された金額に相当する額の料金の納付があつたものとする。

第三十二條第二項中「前條第四項を」前條第五項に改める。

第三十三條第三項中「であつて、」の下に「当該カードに記録されている金額の範囲内において郵便に関する料金を納付すること並びに」を加える。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(審議会への諮問)

2 改正後の第二十七條の三の規定による郵政大臣の審議会に対する諮問は、この法律の施行前においても行うことができる。

三月三日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、電波法の一部を改正する法律案

電波法の一部を改正する法律案

電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)の一部

を次のように改正する。

第四十一條第二項中「一」を「いずれかに」に、「又は第三号を」から第四号まで」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 前條第一項の資格(郵政省令で定めるものに限る。)ごとに次に掲げる学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく学校の区分に応じ郵政省令で定める無線通信に関する

科目を修めて卒業した者

イ 大学(短期大学を除く。)

ロ 短期大学又は高等専門学校

ハ 高等学校

第四十一條第二項に次の一号を加える。

四 前條第一項の資格(郵政省令で定めるものに限る。)ごとに前第三号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者として郵政省令で定める同項の資格及び業務経歴その他の要件を備える者

第四十一條第三項を次のように改める。

3 前項第一号若しくは第二号に該当する者又は同項第四号に該当する者であつて郵政省令で定めるものが行う無線従事者の免許の申請は、それぞれこれらの規定に該当するに至つた日から三箇月以内に行わなければならない。

第九十九條の十一第一項第一号中「第四十一條第二項第二号及び第三号を」第四十一條第二項第二号、第三号及び第四号に改める。

第九十九條の二第九項中「第七項を」第九項に改め、同項を同條第十一項とし、同條中第八項を第十項とし、第七項を第九項とし、第六項の次に次の二項を加える。

7 郵政大臣は、免許人から、預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による電波利用料の納付をその預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託して行うことを希望する旨の申出があつた場合には、その納付が確實と認められ、かつ、その申出を承認することが電波利用料の徴収上有利と認められるときに限り、その申出を承認することができる。

8 前項の承認に係る電波利用料が同項の金融機関による当該電波利用料の納付の期限として郵政省令で定める日までに納付された場合には、その納付の日が納期限後である場合においても、その納付は、納期限までにされたものとみなす。

附則

(施行期日)

1 この法律は、平成八年四月一日から施行する。ただし、第百三條の二の改正規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行の際現に改正前の第四十一條第二項第三号の規定による認定を受けている者であつて無線従事者の免許を受けていないもの及び同号の規定による認定の申請をしている者に対する無線従事者の免許については、なお従前の例による。

平成七年三月十三日印刷

平成七年三月十四日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局